

金沢市内において、現在、金沢市火災予防条例第 42 条の 4 の規定に基づき公表されている防火対象物は次のとおりです。

違反対象物一覧表

平成 30 年 5 月 1 日更新

防火対象物の名称	おか重
防火対象物の所在地	金沢市下柿木畠 6 番地
違反事項 (根拠条項)	自動火災報知設備未設置 (消防法第 17 条第 1 項違反)
公表日	平成 30 年 5 月 1 日
管轄消防署	金沢市中央消防署

防火対象物の名称	三井歯科診療所
防火対象物の所在地	金沢市広岡 1 丁目 3 番 13 号
違反事項 (根拠条項)	自動火災報知設備未設置 (消防法第 17 条第 1 項違反)
公表日	平成 30 年 4 月 25 日
管轄消防署	金沢市駅西消防署